

## 公 告

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、くろまぐろ（小型魚・大型魚）に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように変更したので、同条第5項において準用する同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和8年1月20日

宮城県知事　村井　嘉浩

### 第1　くろまぐろ（小型魚）（令和7年4月～令和8年3月）

- 1　都道府県漁獲可能量（漁業法（以下「法」という。）第15条第1項第2号関係）について、本県に定められた数量  
63.5トン
- 2　知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
くろまぐろ（小型魚）漁業	60.1トン
県留保枠	3.4トン

### 第2　くろまぐろ（大型魚）（令和7年4月～令和8年3月）

- 1　都道府県漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）について、本県に定められた数量  
87.3トン
- 2　知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
くろまぐろ（大型魚）漁業	86.2トン
県留保枠	1.1トン